

子育て短期支援事業の実施について

1 基準の考え方

市の①児童福祉施設の最低基準、②小規模B型保育事業の基準のほか、夜間については日中における預かりとは異なる固有の配慮が必要となることから、国の③児童養護施設に関する基準から必要な規定を参酌し、いわき市子育て短期新事業に係る基準を策定した。

①児童福祉施設の最低基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止（衛生管理、採光等） ・非常災害対策（避難計画等） ・食事の提供（自園調理、アレルギー対応等） ・秘密保持（利用者の情報管理の徹底等）
②小規模B型保育事業の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・職員資格（半数以上は保育士、残りは子育て支援員） ・職員配置基準（0歳児＝3：1、1,2歳児＝6：1、3歳児＝20：1、4歳以上児＝30：1） ・設備基準（0,1歳児1人当たり、3.3㎡以上、2歳以上児1人当たり、1.98㎡以上） ・防火対策（2階以上は準耐火構造以上、消防設備等）
③児童養護施設に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・設備基準（居室＝1人当たり、4.95平方メートル以上。また、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。）

2 審査の着眼点

- ① 上記の基準をもれなく満たしているか。また、基準以上に、配慮の行き届いた安全対策がなされているか。
- ② 事業に対する理念、参入の動機・熱意は十分か。
- ③ 効率的な管理運営ができるか。
- ④ 管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。

➡これらを、各種証明書、図面、事業計画書、事業者のプレゼンテーションにより、総合的に審査。

※ 詳細は別添の「いわき市子育て短期支援事業 受託者募集要項」をご覧ください。